

【試験法について】

番号	質問	回答
88	現在どれくらいの物質について試験法が開発されていますか	平成17年11月29日以前に残留基準が設定されていた283農薬等については、個別に分析法(既存分析法)を示しています。また、厚生労働省では、ポジティブリスト制度の導入に向け、暫定基準を設定した農薬等について新たな分析法の検討を行ってきたところであり、平成18年3月末現在、573農薬等(既存分析法がある農薬等の重複を除く。)の分析法が整備されました。なお、各分析法は、「不検出」の基準を設定した15農薬等については厚生労働省告示により、それ以外の農薬等で今回新たに分析法を開発したのものについては通知によりお示ししています。
89	試験法はどこで開発しているのですか	食品に残留する農薬等の試験法は国立医薬品食品衛生研究所を中心に農林水産省の関係機関、地方公共団体の衛生研究所、登録検査機関の協力を得て開発を進めています。
90	分析に用いる標準品は入手できますか	現在、農薬等の製造メーカーや試薬メーカー等の協力を得ながら標準品の整備を行っているところです。入手先等につきましては別途ホームページ等で情報提供をすることとしています。
91	試験法の開発の今後の予定はどのようになっていますか	現段階において、今回新たに基準を設定した全ての農薬等に関する試験法を本制度の施行までに策定するのは困難な見込みです。しかしながら試験法については告示の公布後も引き続きその開発に努めるとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立についても検討することとしています。また、これら試験法については開発が終了次第、順次取りまとめ、公表しています。
92	試験法はどこに掲載されていますか	厚生労働省ホームページに掲載されています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu3/index.html)
93	多くの物質の試験法は通知で示されていますが、必ずこの方法で実施しなければいけないのですか	通知で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法であれば通知で示している試験法以外の方法によって試験を実施してもかまいません。
94	通知で示された試験法と告示で示されている試験法はなにが違うのですか	告示で示している試験法は「不検出」という基準が設定されているものの試験法であり、この場合告示で示している試験法により分析を行い「不検出」であるか否かを確認し、基準への適合性を判断します。一方、「不検出」の基準がある農薬等以外のものの試験法について通知で示しているところです。これらに関しては、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法であれば通知で示している試験法以外の方法によって試験を実施してもかまいません。
95	試験法の検出限界や定量限界は示されていますか	告示で示している試験法の検出限界については平成17年11月29日付け食安発第1129001号、通知で示している試験法の定量限界については平成17年1月24日付け食安発第0124001号によりそれぞれお示ししています。
96	分析値をもって基準への適合性を判定する際に有効数字について教えてください	分析値を求める際には、基準値より1桁多く求め、その多く求めた1桁について四捨五入をして求めます。
97	「茶」の分析における抽出法について熱湯抽出か有機溶媒抽出なのか教えてください	「茶」の試験法における抽出方法については、従来から分析する物質により熱湯によるものや有機溶媒によるものがあります。今回新たに基準を設定した農薬等については、参考とした基準と同じ抽出方法を採用しています。なお、抽出方法については各試験法に記載しています。
98	加工食品に対する試験法も検討されているのですか	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法を設定することは困難です。分析にあたっては、農産物や畜産物の試験法を準用していただくこととなります。
99	通知で示されている試験法以外の試験法を用いる場合、どのような試験法であればいいのですか	通知で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法であれば通知で示している試験法以外の方法による試験での実施は差し支えないこととなります。
100	分析の際の食品の採取の仕方などの手順は国や地方自治体で統一されていますか	食品の検査については、国内に流通する食品は都道府県等が、輸入時は国の検疫所において、監視指導計画を定め実施しています。また、分析の際の採取については、対象となる食品のロットについて、生産者や出荷日を確認し代表する試料(サンプル)を採取することにより実施します。
101	ロットの考え方を教えてください	残留農薬等の検査は、対象となる食品のロット(同じ生産者や出荷日などのひとかたまり)について、生産者や出荷日を確認し、代表する試料(サンプル)を採取することにより実施します。検査の結果、基準値を超える農薬等が検出された場合には、試料が採取された食品のロットのみが、食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置(販売禁止等)の対象となります。
102	野菜か果実かはどのように判断すればよいのでしょうか	社会通念に照らし個別の食品ごとに判断することとなります。
103	花を食用とする場合、どの分類になるのでしょうか(菜の花、桜の花など)	食品の分類については別途お示しすることとしています。花についてはそれぞれ異なる食品分類となり、例えば「菜の花」は「その他アブラナ科野菜」に分類されますし、「桜の花」は「その他の野菜」に分類されます。
104	桜の葉、柏の葉など木の葉はどの分類になるのでしょうか	食品の分類については別途お示しすることとしています。木の葉についてはそれぞれものによって異なる分離になりますが、ご質問の「桜の葉」、「柏の葉」は「その他の野菜」に分類されます。